

2024年度 剰余金処分

(単位：円)

I. 当期末処分剰余金		881,638,218
II. 剰余金処分額		
1. 法定準備金	54,000,000	
2. 出資配当金 (0.3%)	33,359,273	
3. 任意積立金		
(1) 減損積立金	200,000,000	
(2) 災害・偶発損失積立金	3,345,422	
(3) 経営基盤強化積立金	464,000,000	
(4) 常勤者処遇改善積立金	100,000,000	854,704,695
III. 次期繰越剰余金		26,933,523

2024年度の決算報告ならびに剰余金処分案について以上のとおり提案いたします。

2025年6月11日
いわて生活協同組合
理事長 阿部 慎二

1. 法定準備金は、5,400万円を積み立てます。

生協の健全経営のため、「当期剰余金の10%以上を出資金総額の50%以上まで積み立てること」が義務付けられています（生協法第51条の4第1項及び定款第73条）。2025年3月20日現在の出資金総額は、111億4,618万円（1口未満を除く）であり、この50%は55億7,309万円です。

今回提案の5,400万円を積み立てると、法定準備金は21億280万円となり、出資金総額の18.9%、総資産の7.0%となります。

2. 出資配当金は、年0.3%の出資配当を行い、総代会決定後に出資金へ振り替えます。

組合員がきびしい家計から出し合っている大切な出資金であり、年0.3%の出資配当を実施します。総代会決定後に税引き後（所得税20%と復興特別所得税0.42%）の金額を出資金に振り替えます。

3. 任意積立金として、以下の4つの積立金を7億6,734万5,422円積み立てます。

(1) 「減損積立金」として2億円を積み立てます。

今後の赤字事業所の減損損失処理に備えて「減損積立金」を2億円積み立てます。これにより、減損積立金は18億4,475万円となります。

減損損失処理とは、2005年4月1日以降の事業年度から適用されている会計基準で、固定資産の帳簿価格を回収可能な価格まで切り下げる会計処理です。いわて生協では2009年度より導入しています。

(2) 「災害・偶発損失積立金」として334万5,422円を積み立てます。

東日本大震災を教訓として、県内外での大規模災害などの際の支援や不測の事態に対処するために1,000万円を積み立てています。2024年度は、能登半島地震への支援に87万円、大船渡大規模林野火災への支援に247万円を活用しましたので、この分を積み立て、積立金を1,000万円に戻します。

(3) 新たに「経営基盤強化積立金」として4億6,400万円を積み立てます。

事業所の施設の整備・改修や、生産性改善に必要な投資に係る一時的な費用の増加への備えと、事業上のさまざまなリスクや不測の事態に備え、経営の安全性強化を図るため、「経営基盤強化積立金」を4億6,400万円積み立てます。

(4) 新たに「常勤者処遇改善積立金」として1億円を積み立てます。

今後の常勤者の賃上げを含む人事制度改善、働きやすい職場環境や制服の更新などの費用として「常勤者処遇改善積立金」を1億円積み立てます。

4. 次期繰越剰余金 上記1～3の処分を行った後の残金、2,693万円を2025年度に繰り越します。

生協法第51条の4の4項及び定款74条により組合員及び職員の生協事業に関する知識向上を図る事業の経費として「教育事業等繰越金」を、当期剰余金の5%以上を次年度へ繰り越すことが義務付けられています。その金額として2,692万円が含まれています。